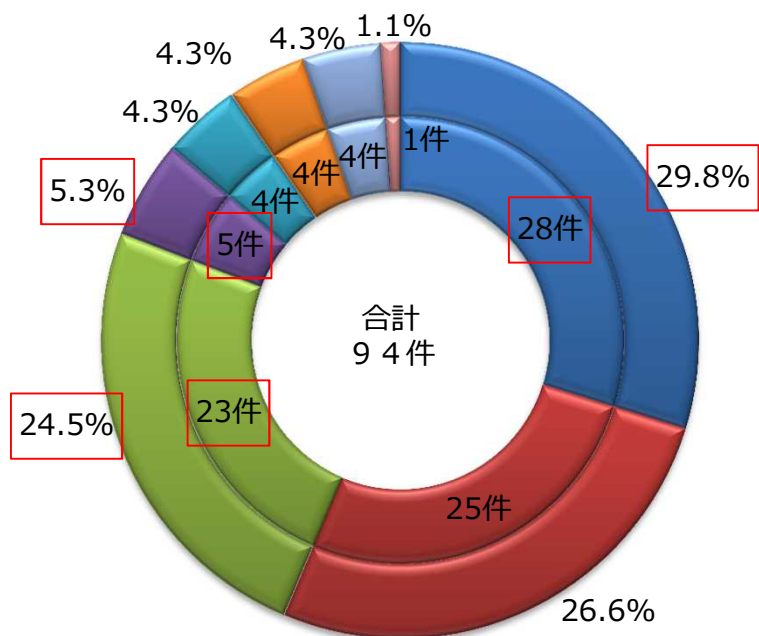


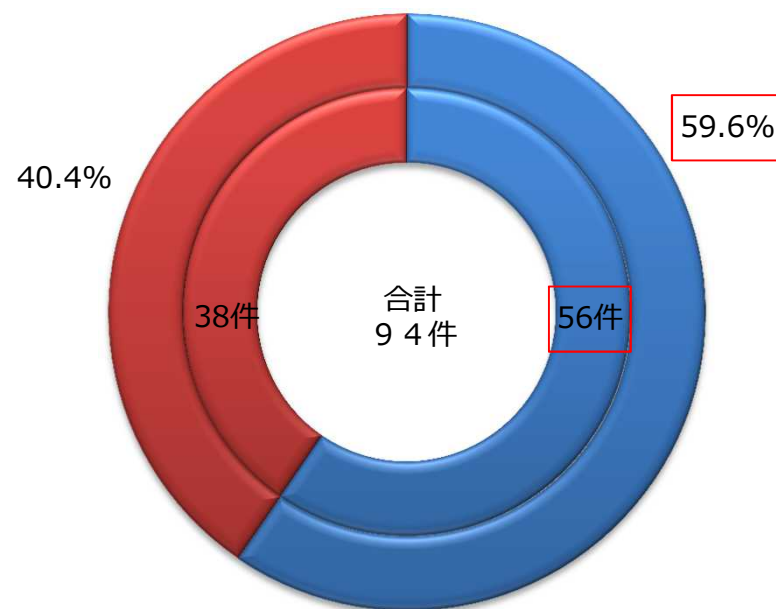
① 港湾労働者派遣事業実施事業所における賃金形態

- ◆ 平成25年度の港湾労働者派遣事業において、派遣実績のある94事業所の賃金形態については、「月給」と「日給月給」の併用をしている事業所が28件と最も多く、全体の29.8%を占めている。

また、何らかの形で「日給月給」を導入している事業所は59.6%を占めている。



- 「月給」と「日給月給」
- 「月給」のみ
- 「日給月給」のみ
- 「日給月給」と「日給」
- 「月給」と「日給」
- 「月給」と「その他」
- 「日給」のみ
- 「日給」と「出来高給」

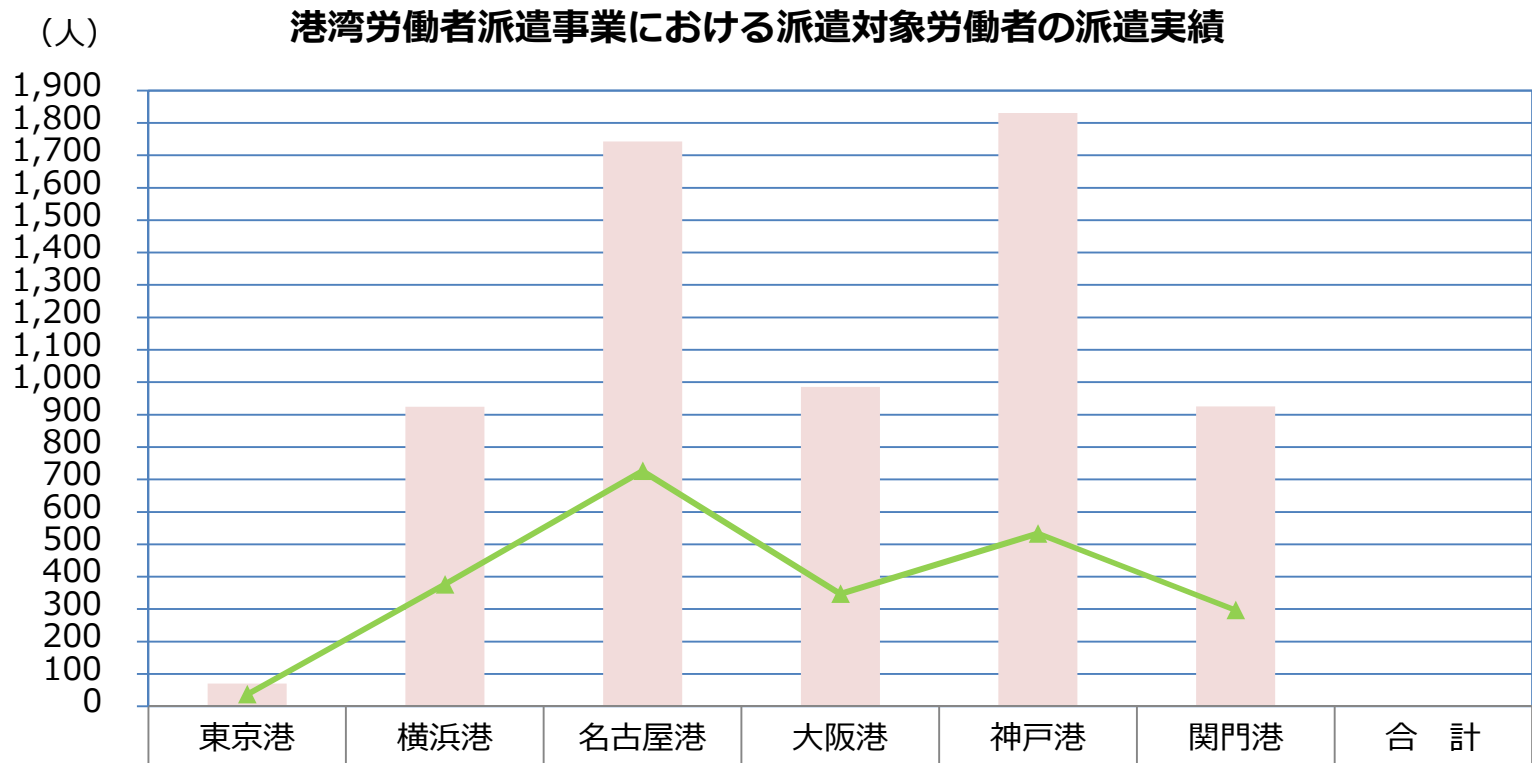


- 「日給月給」を導入
- その他

日給月給制の労働者が派遣により就業した場合、賃金の面で労働者にメリットとなることが想定される。

② 港湾労働者派遣事業における派遣対象労働者の派遣実績

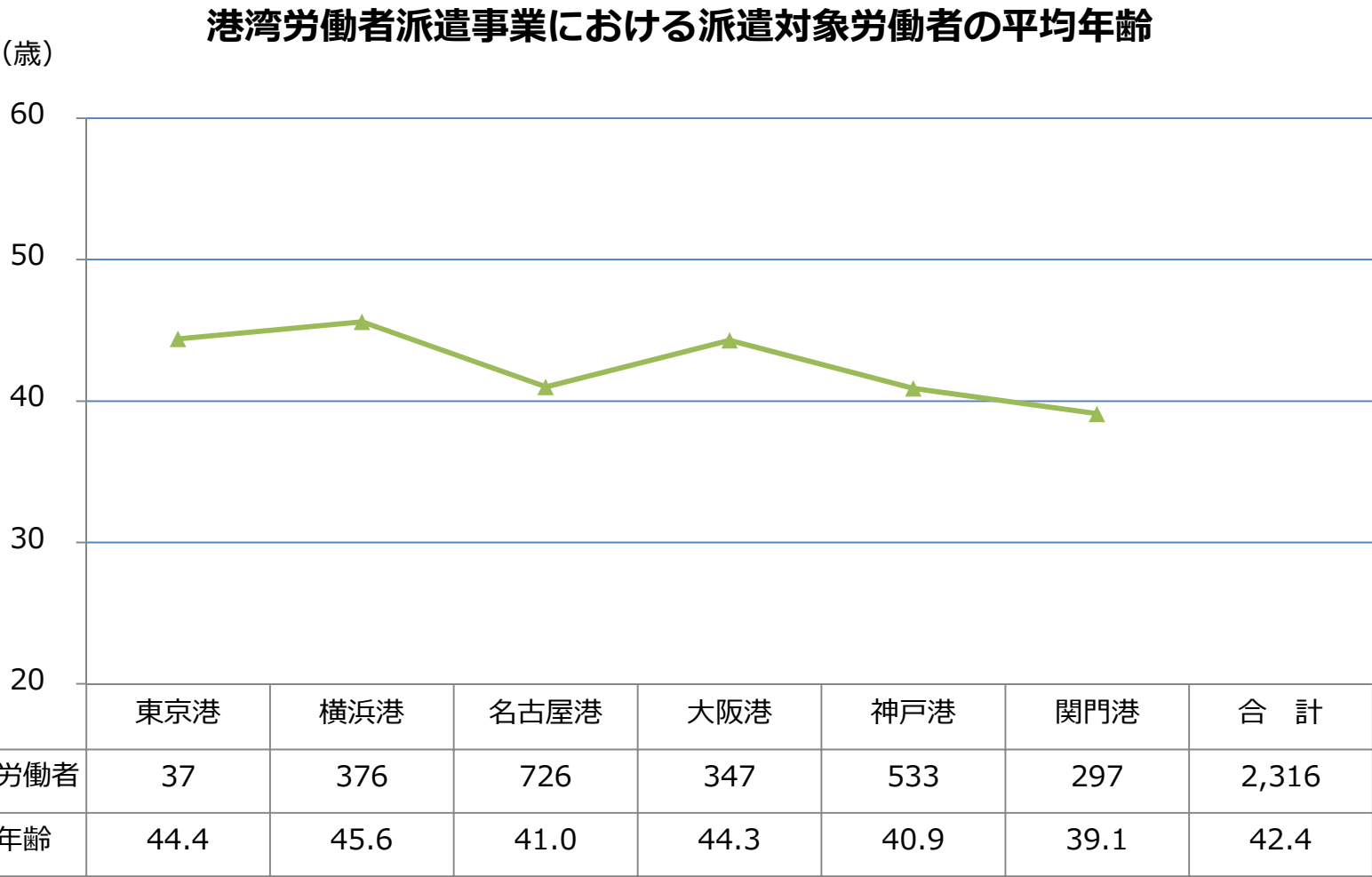
◆ 6大港において、平成25年度に派遣された労働者は、派遣労働者として登録されている労働者6,479人のうち2,316人（35.7%）となっている。



派遣対象労働者	70	924	1,743	986	1,831	925	6,479
派遣労働者	37	376	726	347	533	297	2,316
派遣割合	52.9%	40.7%	41.7%	35.2%	29.1%	32.1%	35.7%

③ 港湾労働者派遣事業における派遣労働者の平均年齢

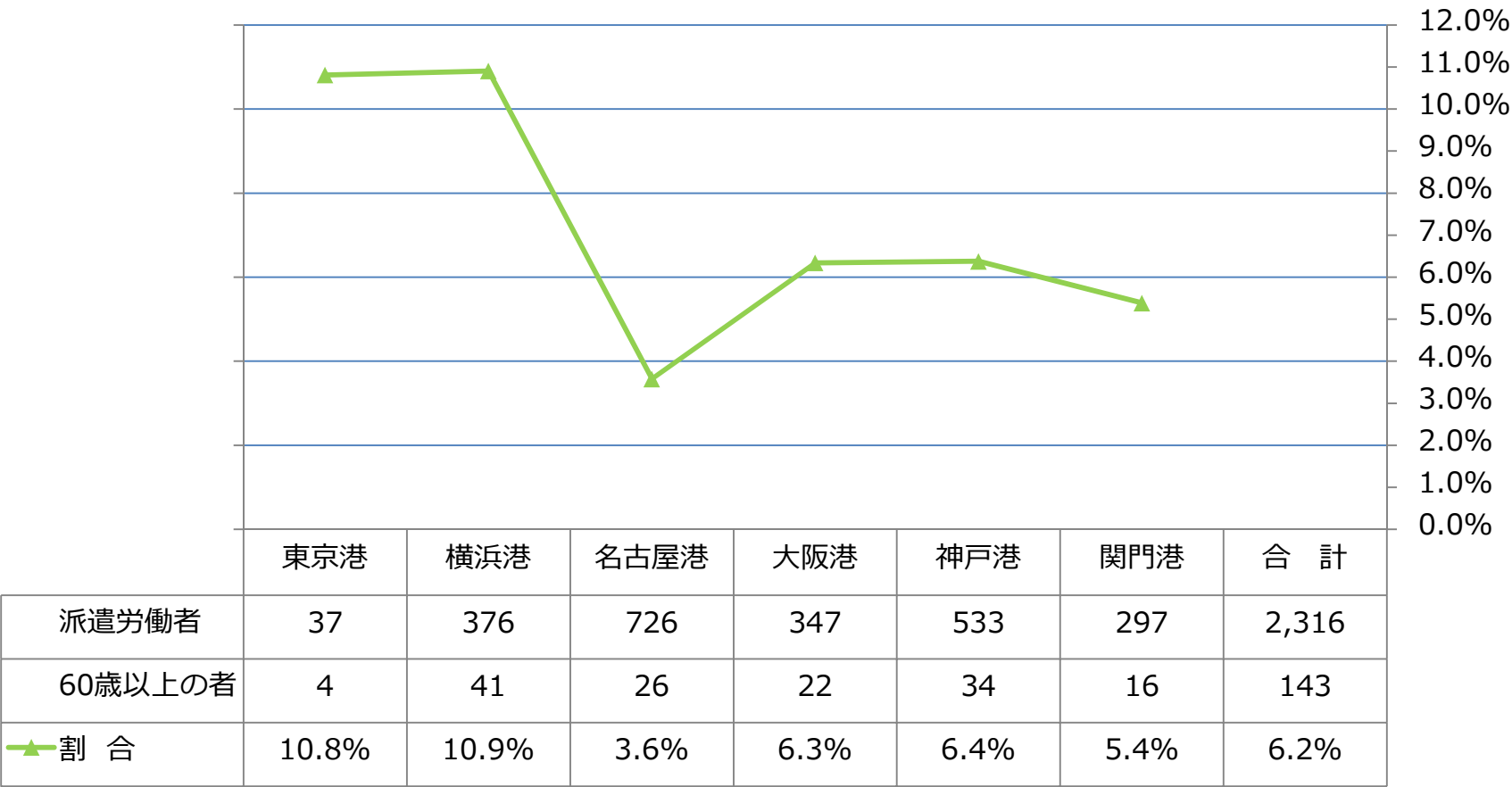
- ◆ 6大港において、平成25年度に派遣された労働者の平均年齢42.4歳となっている。港別にみると関門港が39.1歳と最も若いく、続いて神戸港が40.9歳となっている。



④ 港湾労働者派遣事業における派遣労働者の60歳以上の割合

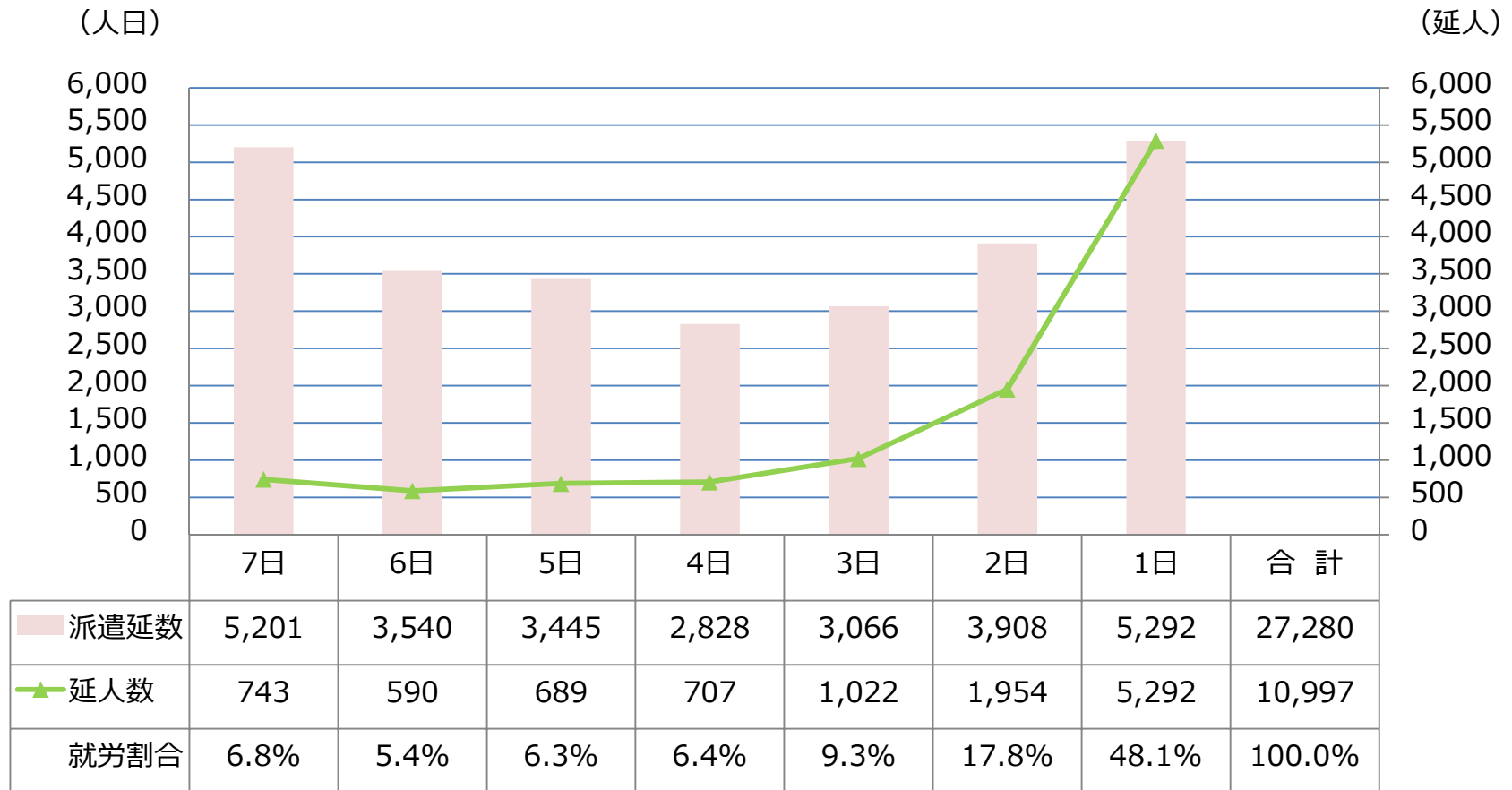
- ◆ 6大港において、平成25年度に派遣された労働者の60歳以上の者の割合は、6.2%となっている。

港湾労働者派遣事業における派遣労働者の60歳以上の割合



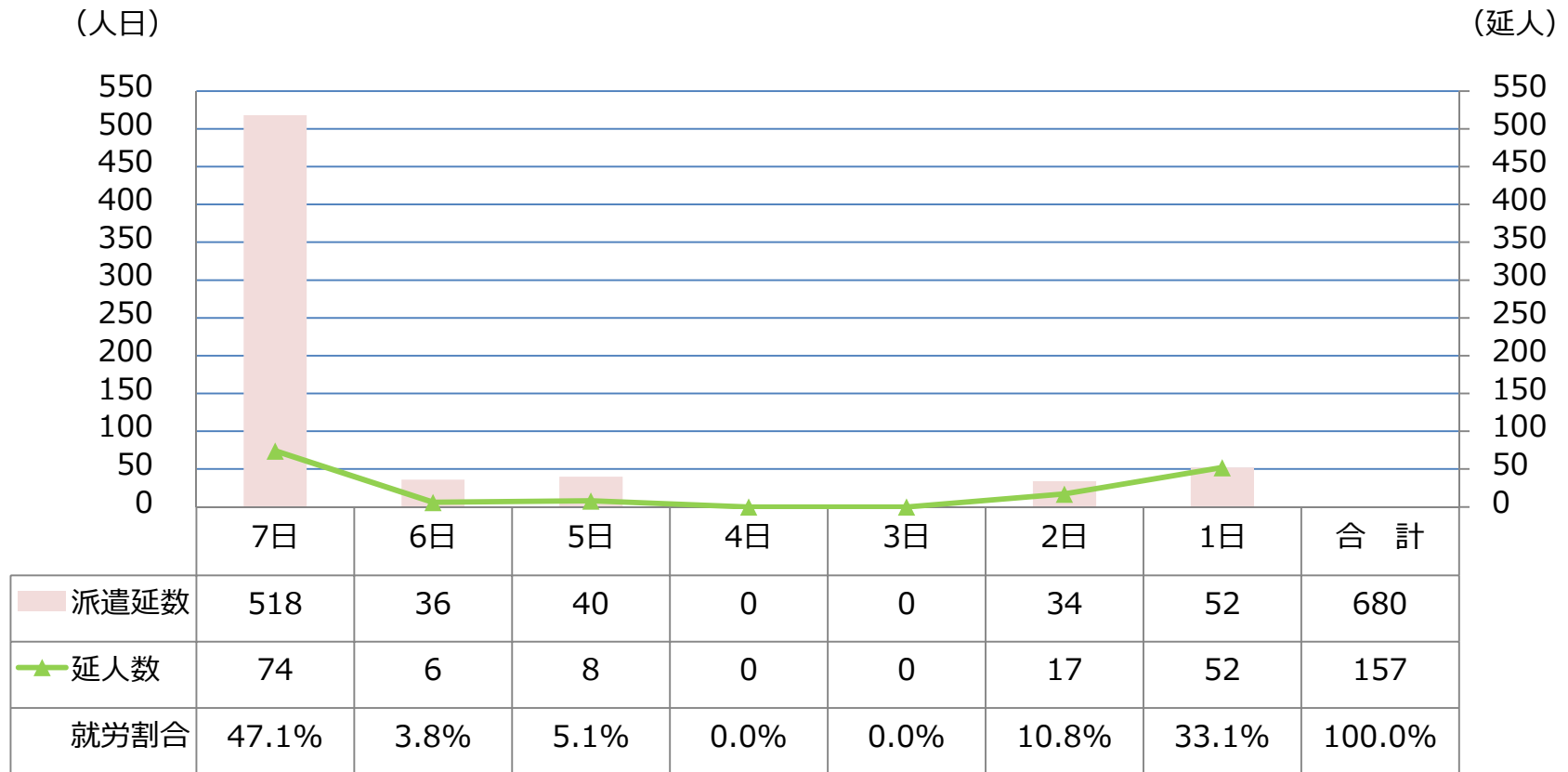
⑤ 平成25年度就労日数別派遣状況（6大港）

- ◆ 6大港における就労日数別派遣状況は、派遣日数別にみると、1日が48.1%、2日が17.8%と全体の65.9%を占めており、上限の7日の利用は6.8%にとどまっている。



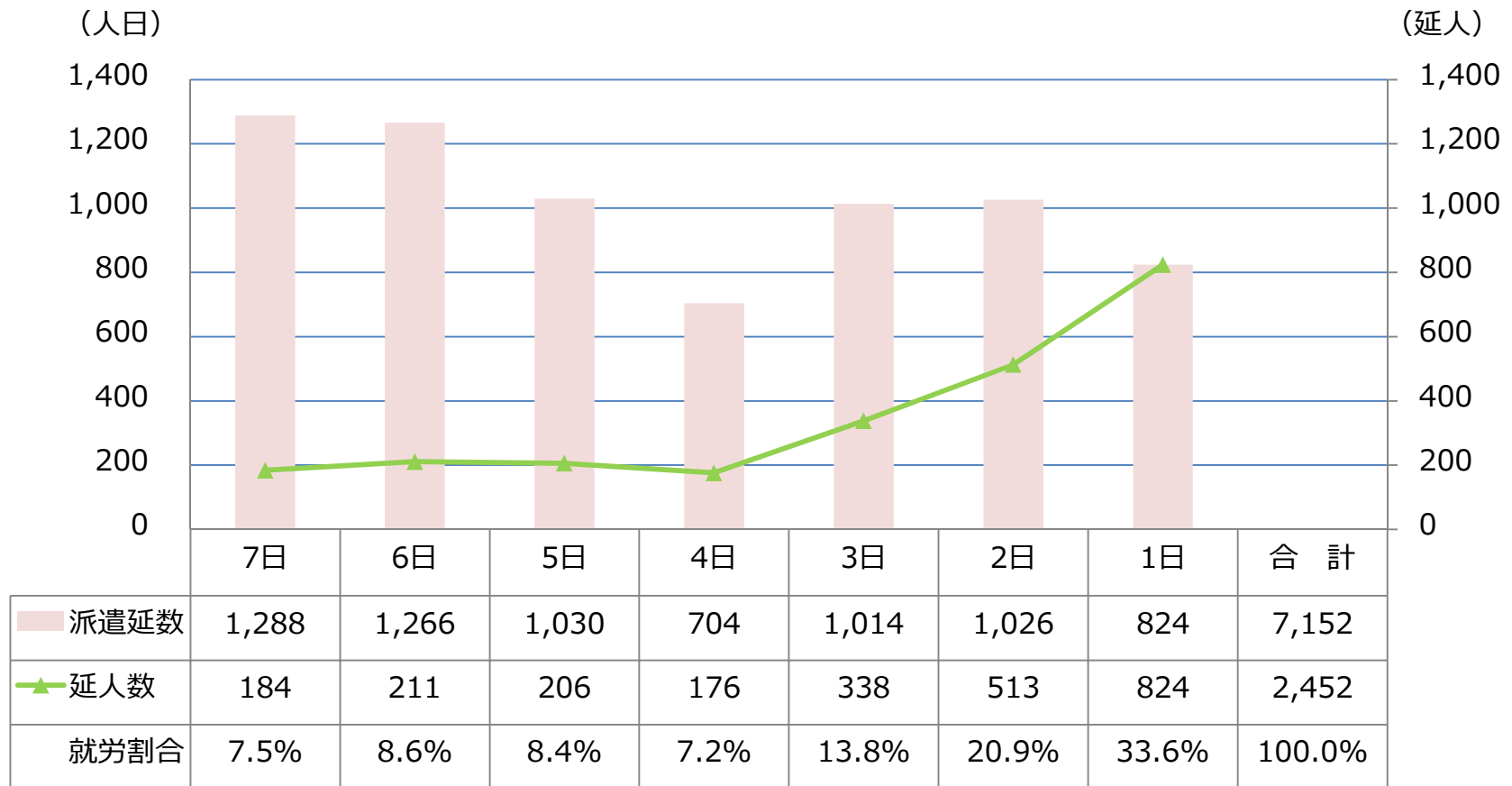
⑥ 平成25年度就労日数別派遣状況（東京港）

- ◆ 東京港における就労日数別派遣状況は、派遣日数別にみると、7日が47.1%となっており、5日以上が全体の56%を占めている。



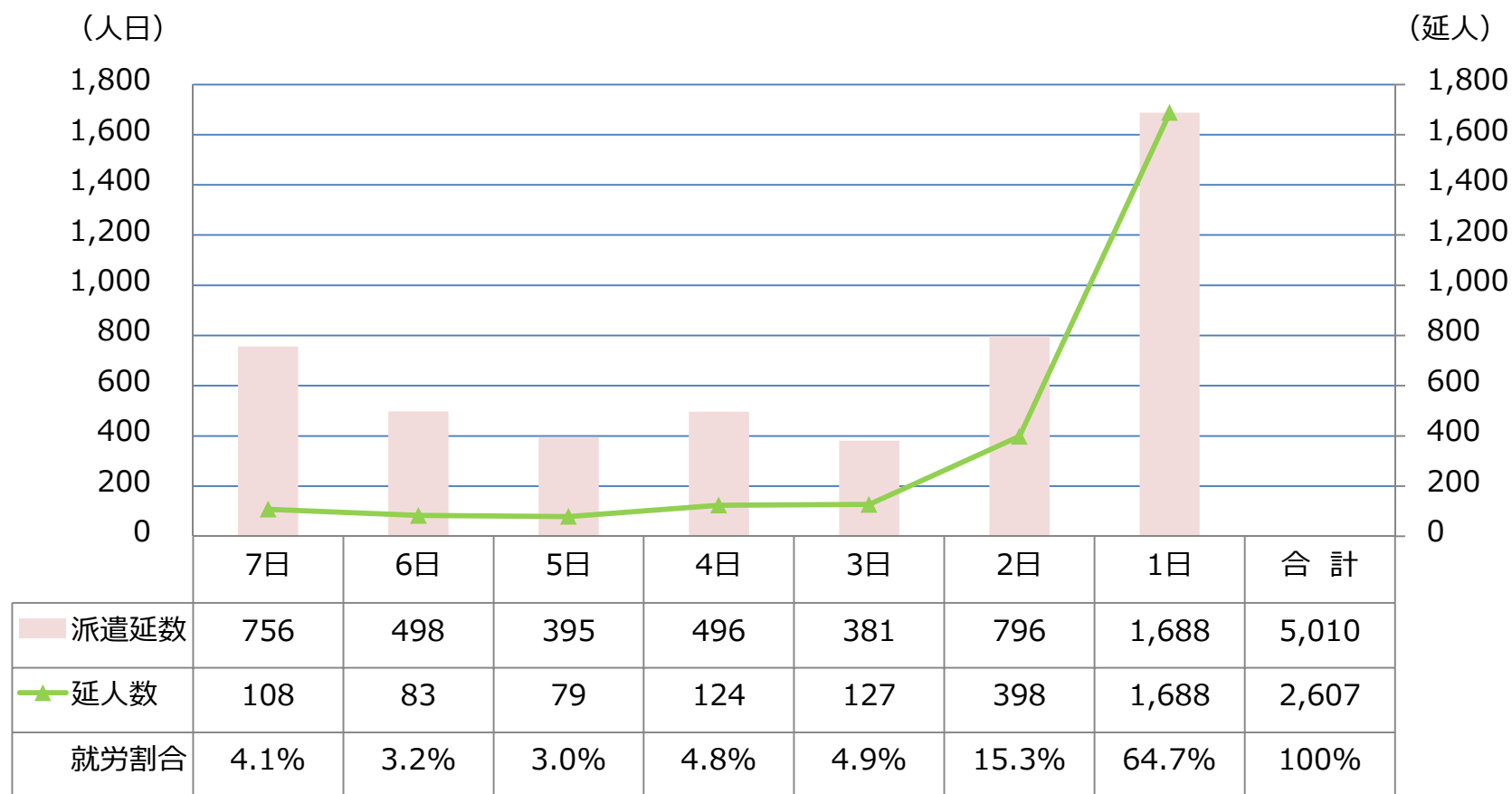
⑦ 平成25年度就労日数別派遣状況（横浜港）

- ◆ 横浜港（横浜・川崎）における就労日数別派遣状況は、派遣日数別にみると、1日が33.2%、2日が21.1%と全体の51.1%を占めており、上限の7日の利用は7.6%にとどまっている。



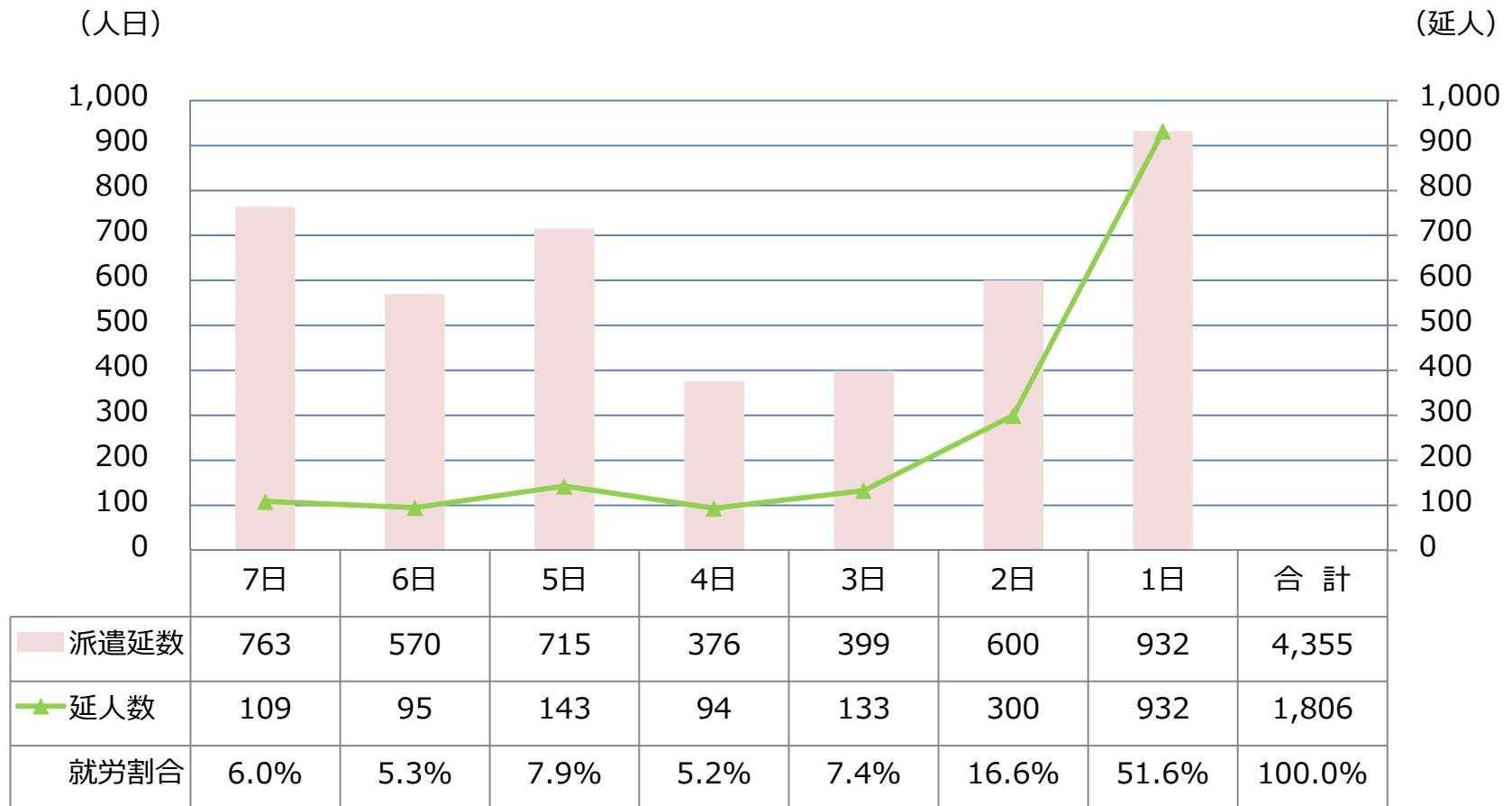
⑧ 平成25年度就労日数別派遣状況（名古屋港）

- ◆ 名古屋港における就労日数別派遣状況は、派遣日数別にみると、1日が64.7%、2日が15.3%と全体の80.0%を占めており、上限の7日の利用は4.1%にとどまっている。



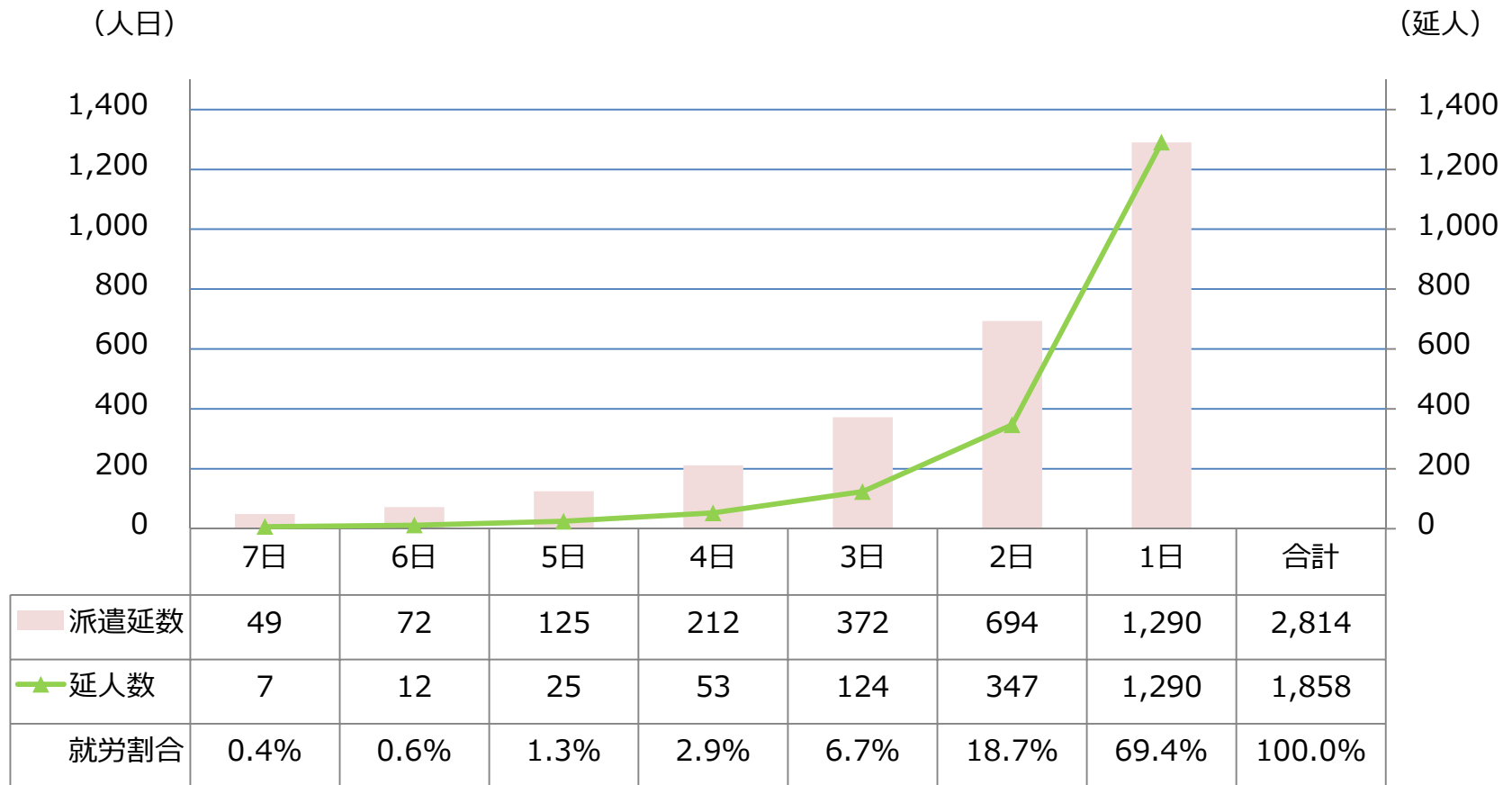
⑨ 平成25年度就労日数別派遣状況（大阪港）

- ◆ 大阪港における就労日数別派遣状況は、派遣日数別にみると、1日が51.6%、2日が16.6%と全体の68.2%を占めており、上限の7日の利用は6.0%にとどまっている。



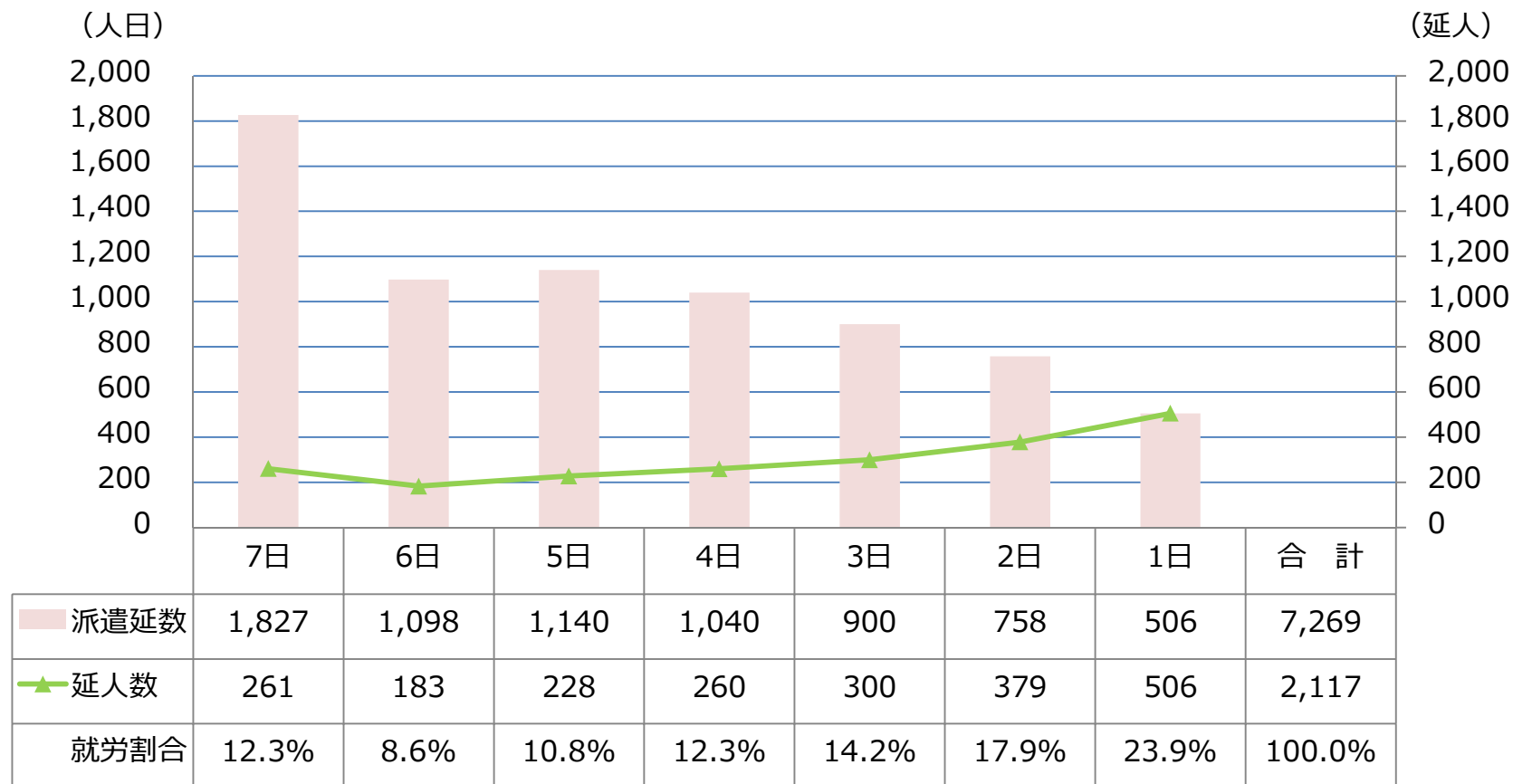
⑩ 平成25年度就労日数別派遣状況（神戸港）

- ◆ 神戸港における就労日数別派遣状況は、派遣日数別にみると、1日が64.9%、2日が18.7%と全体の83.6%を占めており、上限の7日の利用は0.4%にとどまっている。



⑪ 平成25年度就労日数別派遣状況（関門港）

- ◆ 関門港（下関・関門）における就労日数別派遣状況は、派遣日数別にみると、1日が23.9%、2日が17.9%と全体の41.8%を占めているが、上限の7日についても、12.3%となっており、幅広く利用されている。



港湾労働者派遣事業における派遣上限日数の緩和について

1. これまでの経緯（現在、派遣労働者1人につき1ヶ月7日という上限あり）

○5日となった経緯（平成12年10月より）

→ 日々の波動性への対応及び日雇労働者を減少させる観点から日雇労働者の「就労日数」を算出し、その日数を派遣労働者の就業日数とすることとした。

※ 常用労働者及び日雇労働者が調査対象に含まれている「屋外労働者職種別賃金調査」における「港湾労働者の月平均実労働日数」と「業務統計」における「常用港湾労働者の月間平均就労延べ日数」の差により算出 約22日－約17日＝5日

○7日となった経緯（平成16年4月より）

→ 当該制度の有効活用促進の観点から、関係労使の意見等を踏まえ緩和を実施

○新たな港湾雇用安定等計画において、日数の上限緩和について検討を行う旨を記載

2. メリット

① 派遣労働に従事できる日数が増え派遣制度の活用が促進されることにより、波動性への対応が期待できる。※ 波動性の大きさ（平日における6大港平均のピーク日とボトム日の差）

平成15年 265人日 平成20年 278人日 平成25年 289人日（港湾運送事業雇用実態調査）

② 常用労働者の安定した雇用の確保及び雇用情勢の変化（過去のリーマン・ショックや今後のオリンピック開催等）への対応が可能となる。

③ 派遣就労日数の上限緩和により日雇労働者の減少の一助となることが考えられる。

3. デメリット

① 派遣就労日数の上限緩和により、港湾労働者派遣制度における「労働者の雇用の安定」という考え方が派遣法の「労働力需給の調整」という考え方により近づくことから、派遣法と港湾労働者派遣制度の従来からの相違点の整理について影響を及ぼすことが懸念される。

② 派遣労働の比重が高い労働者が発生する恐れがある。

【参考データ】▶ 6大港における「月間平均就労日数」について（平成25年度データより算出）

16.4日 港湾労働者数541,188人日÷港湾労働者証所持者数32,934人で算出

19.0日 港湾労働者数541,188人日÷常用労働者実人員28,466人で算出